

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しについて

1. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは（都市計画法第6条の2）

長期的、広域的な視点から都市の将来像を示し、区域区分（市街化区域と市街化調整区域）、土地利用のあり方、道路・公園などの整備方針、自然環境の保全の方針などを定めるもの。

(1) 概要

①決定権者

埼玉県

②記載事項

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針

ロ 都市計画の目標

ハ イに掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

③効果

都市計画区域について定められる都市計画は、本方針に即したものでなければならぬ。

(2) 都市計画区域

複合都市計画区域（富士見市、ふじみ野市、三芳町）

2. 今後のスケジュール（予定）

年月日	内容	都市計画法条文
平成27年9月18日	変更案作成等の法手続きの協力依頼	第15条の2第2項
平成28年1月中旬～下旬	構想案の閲覧	第16条第1項
平成28年2月中旬	公聴会	第16条第1項
平成28年4月中旬～下旬	都市計画の案の縦覧等	第17条第1項・第2項
平成28年5月上旬	市町村への意見照会	第18条第1項
平成28年5月中旬～下旬	富士見市都市計画審議会（諮問）	—
平成28年6月上旬～中旬	埼玉県都市計画審議会（諮問）	第18条第1項
平成28年7月下旬	都市計画決定（変更）の告示	第20条第1項
	決定（変更）図書の写しの送付	”
平成28年7月下旬～	決定（変更）図書の写しの永久縦覧	第20条第2項